

大阪府新別館南館・北館及びその付属施設における火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

令和 8 年 2 月 10 日

大阪府新別館管理組合
組合長 市道泰宏

入 札 公 告

本件入札の執行は、入札の対象となる業務に係る予算が、大阪府新別館の区分所有者である大阪府、公益財団法人大阪府市町村振興協会及び警察共済組合において、大阪府議会、公益財団法人大阪府市町村振興協会及び警察共済組合の機関において、それぞれ承認され、その予算の執行が可能となることにより行うものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 火災保険契約及び施設所有管理者賠償責任保険契約
- (2) 仕様等
この公告及び仕様書による。
- (3) 履行期間
令和 8 年 4 月 14 日午後 4 時から令和 9 年 4 月 14 日午後 4 時まで
- (4) 履行場所
大阪市中央区大手前三丁目 1 番 4 3 号
大阪府新別館南館・北館及びその付属施設
- (5) 支払条件
一括払いとする。
- (6) 瑕疵担保期間
なし

2 入札参加資格

- (1) 次に掲げる要件をすべて満たしていること。
 - ① 大阪府(以下「府」という。)に申請し、登録された令和 7・8・9 年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格名簿中「損害保険（種目コード 188）」に登録されている者であること。
 - ② 府の区域内に事業所を有していること。
 - ③ 保険業法(平成 7 年法律第 105 号)第 3 条第 5 項の損害保険業免許、同法 185 条第 5 項の外国損害保険業免許又は同法第 219 条第 5 項の特定損害保険業免許を有する者であること。

- ④ 延べ床面積23,000平方メートル以上の規模を有する建築物について本件入札と同種の業務について締結した火災保険契約について、令和6年4月1日からこの公告の日までの間に、誠実に履行を完了した実績を有していること。
- (2) 前記(1)のほか、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
- ① 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ③ 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- ④ 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- ⑤ 消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑥ 国内に事業所を有しない者にあつては、事業所の所在する国における③から⑤までに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していること。
- ⑦ 府に対する物品・委託役務関係競争入札参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）又は資格審査申請用データ中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

- ⑧ 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）でないこと。
- ⑨ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（①キに掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者（①キに掲げる者を除く。）でないこと。
- ⑩ 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）でないこと。

3 入札参加資格確認申請及び仕様書の質問等

(1) 入札参加資格確認申請

この入札に参加しようとする者は、次により大阪府新別館管理組合（以下「管理組合」という。）あて、入札参加資格確認の申請をすること。

ア 申請期間

この公告の日から令和 8年 2月 24日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日を除く。）の午前10時から午後4時まで

イ 申請場所

〒540-0008

大阪市中央区大手前三丁目1番43号

大阪府新別館北館地下2階

管理組合事務局

TEL 06-6944-2020

ウ 提出書類

(ア) 入札参加資格確認申請書（別添1-1）

(イ) 営業経歴書等（パンフレット等でも可）

(ウ) 契約（取引）実績調書（別添1-2）及び契約書等の写し

(エ) 契約（取引）実績に係る証明書（別添1-3）

（ウ）の調書及び契約書等の写しが提出できる場合は不要）

(オ) 損害保険業免許に関する調書及び損害保険業免許の認可書等の写し（別添1-4）

(カ) 入札参加資格確認結果通知用封筒

※定型封筒に送付先を明記し、簡易書留料金郵便相当分の切手460円を貼付のこと。（普通郵便料110円＋簡易書留郵便350円）

エ 提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。

オ 確認結果の通知

入札参加資格の確認結果通知は、令和 8年 3月 3日（火）付で、申請者に対し郵送で通知する。

(2) 仕様に関する質問と回答

本業務の仕様について質問がある場合は、「質問書」（別添 2）を添付した電子メール又は F A X により、この公告の日から令和 8年 2月 24日（火）まで（日曜日、土曜日、祝日を除く。）の午前10時から午後4時までに下記まで提出すること（F A X の場合は、必ず着信の有無を確認すること。）。

なお、回答は、令和 8年 3月 3日（火）付で、入札参加資格を有する者に送付する。

質問の提出先

管理組合事務局

F A X （06）6944 - 1695

電子メールアドレス qqbk3y69@athena.ocn.ne.jp

4 入札の日時及び場所等

(1) 日時

令和8年3月10日（火）午後2時

(2) 場所

大阪市中央区大手前三丁目1番43号

大阪府新別館北館 1 階会議室兼防災活動スペース4

(3) 入札書の提出方法等

ア 入札書（別添 3-2）は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 入札に際し、代表者又は受任者に代わりほかの者が入札を行う場合は、代表者又は受任者からの委任状（別添 3-3）を持参し、提出すること。

(4) 入札金額

入札者は、見積もった契約希望金額の100分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 入札保証金

免除する。

(6) 入札参加者の遵守事項

入札参加者は、一般競争入札心得（別添 3-1）、この公告及び仕様書を熟読し、それらを遵守すること。

(7) 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、その確認の後、入札時において前記 2 に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(8) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

5 契約手続等に関する事項

(1) 契約書

作成しない。

(2) 誓約書

落札者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書（別添7）を、落札決定後速やかに管理組合へ提出（郵送又は持参）しなければならない。誓約書を提出しないときは管理組合は契約を締結しない。

(3) 契約保証金

落札者は、この契約の締結と同時に、契約金額年額相当額の100分の5以上の額の契約保証金を管理組合に納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

ア 国債又は地方債。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額による。

イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において提供される担保の価値は、額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。

ウ 銀行又は管理組合が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第4条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において提供される担保の価値は、小切手金額による。

エ 銀行又は管理組合が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において提供される担保の価値は、手形金額による。

オ 銀行又は管理組合が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において提供される担保の価値は、当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ 銀行又は管理組合が確実と認める金融機関の保証。この場合において提供される担保の価値は、保証書に記載された保証金額による。

(4) 契約保証金の免除

前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結。この場合においては、落札者は、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を管理組合に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）を準用し、同規則第68条第3号に該当する場合における受注者からの契約保証金免除申請

(5) 契約を締結しない場合

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者がア又はイのいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合

イ 暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加入札参加除外措置を受けている場合、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合

6 その他

- (1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本の通貨
- (2) 入札執行及び契約担当者

〒540-0008 大阪市中央区大手前三丁目1番43号

管理組合事務局

宿 里 (ヤドリ)、星野

TEL (06) 6944-2020

以 上